

知的財産部（D I P）

（タイ）

（指定官庁又は選択官庁）

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 T H. I
国内段階移行様式	附属書 T H. II
委任状見本	附属書 T H. III
優先権回復用の様式	附属書 S D. IV
再考請求書	附属書 T H. V
国内段階処理の早期開始請求書	附属書 T H. VI
出願補正用の様式	附属書 T H. VII
出願変更用の様式	附属書 T H. VIII
特許・小特許を出願する出願人の資格陳述書	附属書 T H. IX
審査請求書	附属書 T H. X

略語のリスト

国内官庁： 知的財産部（D I P）（タイ）

指定（又は選択）官庁 TH	知的財産部（DIP） （タイ） 国内段階に入るための要件の概要	概要 TH
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月	
国内官庁は権利回復を認めるか （PCT規則49.6）？	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める	
権利回復手数料	THB 50	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	タイ語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：願書・明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書 ² ）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：願書・明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方 ² ）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	要求される。国内官庁がPCT第20条に基づく国際出願の写しを国際事務局から受領していない場合にのみ、国際出願の写しが要求される。これは出願人がPCT第23条(2)又は第40条(2)に基づく国内段階の早期開始の明示の請求をした場合が考えられる。	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	認めない	
国内手数料	通貨：バーツ（THB） 特許： 出願手数料 THB 500 小特許： 出願手数料 THB 250	
国内手数料の免除、割引又は払戻し	なし	

[次頁に続く]

- 1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。
- 2 出願人が提出した国際出願の翻訳文が出願時又は補正後の国際出願の翻訳文のみによって構成される場合、国内官庁は国際出願の欠落している翻訳文の提出を出願人に求める。タイ特許法に基づく期間内に国際出願の欠落している翻訳文が提出されない場合、国際出願は取り下げられたものとみなされる。

TH	知的財産部（DIP） （タイ）（続き）	TH
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2）	国際出願の願書に記載されていない場合には，発明者の氏名及びあて名 ^{3, 4} 出願人の名義変更の証明書 ⁴ 発明に対する出願人の権利を正当化する申立て ³ 出願人がタイに居住していない場合には，代理人の選任 代理人を選任する場合には，委任状 ⁴	
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に登録された弁理士又は特許代理人 ⁵	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（PCT規則49の3.1）？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則49の3.2）？	認める。国内官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	

3 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば，この要件を満たすことができる。

4 PCT第22条又は39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合，国内官庁は通知の受領日から90日以内に要件を満たし，所定の手数料を支払うよう出願人に求める。

5 特許代理人のリストは国内官庁から入手できる。

国内段階の手続

TH. 01 国内段階へ移行するための様式

国内官庁は、国内段階へ移行するための特別な様式を用意している（附属書TH. II 参照）。この様式を使用することが望ましい。

TH. 02 翻訳文

国内官庁に提出した翻訳文が不完全であれば、国内官庁は通知で定める期間内に欠落している翻訳文を提出するよう出願人に求める。この期間内に欠落している翻訳文が提出されない場合、国際出願は取り下げられたものとみなされる（国内段階6. 002及び6. 003項を参照）。

TH. 03 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書TH. I に概説されている。

TH. 04 代理人の選任

出願人がタイに居住していない場合には、出願人が署名した委任状（附属書TH. III 参照）を国内官庁に提出して代理人を選任しなければならない。国内官庁に登録された弁理士又は特許代理人を代理人として選任することができる¹。

TH. 05 発明者

出願人が発明者でもある場合には、特許又は小特許を出願する出願人の資格に関する陳述書を願書に添付しなければならない（附属書TH. IX 参照）。

TH. 06 年 金

特許についての年金は、特許付与日から5年目以降の各年について支払う。小特許についての年金は、小特許付与日から5年目以降の各年について、最長で10年目まで支払う。年金の額は附属書TH. I に示されている。

TH. 07 審 査

特許出願の公開日から5年以内、そして小特許の付与日から1年以内に、所定の手数料を支払い審査を請求しなければならない（附属書TH. X 参照）。

PCT Art. 28
41

TH. 08 出願の補正

出願人は、特許付与前であればいつでも、所定の手数料を支払い自己の出願を補正することができる（附属書TH. VII 参照）。ただし、その補正によって、出願時の開示範囲を拡張しないことを条件とする。

PCT Art. 25
PCT Rule 51

TH. 09 PCT第25条の規定に基づく検査

関係手続は国内段階6. 018から6. 021項に概説されている。国際出願が取り下げられたものとみなされた場合、出願人は国内官庁に再審査を請求できる（附属書TH. V 参照）。

PCT Art. 24(2)
48(2)
PCT Rule 49.6
82bis
PCT Rule 49.6

TH. 10 期間を遵守しなかったことによる延滞についての許容

国内段階6. 022から6. 027項を参照。

TH. 11 権利回復

出願人は、相当な注意を払ったが国内官庁が指定した期間を遵守できず、自身の権利に不利益が生じるおそれがあれば権利回復を請求することができる。権利回復は、期間不遵守の理由が解消してから2箇月又は適用される期間の終了日から12箇月のいずれか先に終了する期間内に書面で請求しなければならない。この2箇月の期間内に不遵守行為を完了させ、請求の裏付けとなる申立て又はその他の証拠を提出しなければならない（附属書TH. IV 参照）。

1 特許代理人のリストは国内官庁から入手できる。

PCT Art. 23(2)
40(2)

TH. 12 国内段階の早期開始

出願人は、P C T 第22条又は第39条(1)に基づく期間の終了前に国内官庁が自己の出願について審査を開始するよう希望する場合、その旨を書面で明確に請求し（附属書TH.VI参照）、基本国内手数料を支払い、国際出願の写し、国際出願の翻訳文、国際調査報告書、国際調査見解書、（該当すれば）国際予備審査報告書及び発明者による宣誓書又は申立てを提出しなければならない。

PCT Art. 43
PCT Rule 49bis.1(a)

TH. 13 小特許

TH.14の規定に従うことを条件として、出願人がタイにおいて、国際出願に基づき、特許に代えて小特許の取得を希望する場合には、国内段階移行時にその旨を国内官庁に通知する。小特許についての年金は5年目及び6年目について支払う。7年目及び8年目（1回目の延長）並びに9年目及び10年目（2回目の延長）について延長手数料を支払う。手数料の額は附属書TH. I に示されている。

TH. 14 出願変更

特許付与決定の公告日前であれば、出願人の請求に基づき（附属書TH.VII参照）、特許出願を小特許出願に変更することができる。小特許付与の決定日前であればいつでも、出願人の請求に基づき、小特許出願を特許出願に変更することができる。変更後の出願は最初の出願日を保持する。変更請求手数料を支払う（附属書TH. I 参照）。

手 数 料

(通貨：バーツ (THB))

特 許

出願手数料	500
公開手数料	250
審査請求手数料	250
登録手数料	500
異議申立手数料	250
国内段階移行後に一部の書類を提出する場合の追加手数料	50
譲渡登録手数料	250
ライセンス証明手数料	500
審判手数料	500
出願変更手数料	100

年 金：

－第5年度	1,000
－第6年度	1,200
－第7年度	1,600
－第8年度	2,200
－第9年度	3,000
－第10年度	4,000
－第11年度	5,200
－第12年度	6,600
－第13年度	8,200
－第14年度	10,000
－第15年度	12,000
－第16年度	14,200
－第17年度	16,600
－第18年度	19,200
－第19年度	22,000
－第20年度	25,000
－第5年度から第20年度までの年金一括支払	140,000

小特許

出願手数料	250
公開及び登録手数料	500
審査請求手数料	250
国内段階移行後に一部の書類を提出する場合の追加手数料	50
譲渡登録手数料	250
ライセンス証明手数料	500
審判手数料	500
出願変更手数料	100

年 金：

－第 5 年度.....	750
－第 6 年度.....	1, 500
－第 5 年度及び第 6 年度の年金一括支払.....	2, 000

延長手数料：

－ 1 回目の延長（第 7 年度及び第 8 年度）.....	6, 000
－ 2 回目の延長（第 9 年度及び第 10 年度）.....	9, 000

手数料の支払方法

手数料はバーツ建で支払う。すべての手数料の支払には、出願番号（判明していれば国内，国内出願番号が不明であれば国際），出願人の氏名若しくは名称及び支払う手数料の種類を記載しなければならない。

様 式（附属書 T H. II－X）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書 B）を参照されたい。

附属書 T H. II 国内段階移行様式

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_th.pdf

附属書 T H. III 委任状見本

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_th.pdf

附属書 T H. IV 優先権回復用の様式

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_IV_th.pdf

附属書 T H. V 再考請求書

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_V_th.pdf

附属書 T H. VI 国内段階処理の早期開始請求書

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_VI_th.pdf

附属書 T H. VII 出願補正用の様式

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_VII_th.pdf

附属書 T H. VIII 出願変更用の様式

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_VIII_th.pdf

附属書 T H. IX 特許・小特許を出願する出願人の資格陳述書

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_IX_th.pdf

附属書 T H. X 審査請求書

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_X_th.pdf